

古物商の非対面取引における身分確認方法



インターネット利用により、取引相手と対面することなく古物の買受け等を行う場合、相手が申し立てた住所、氏名等が真正なものであるか、「なりすまし」ではないかを確認する必要があります。

相手と非対面の取引を行う場合には、以下のいずれかの方法による身分確認を行う義務があります。

これを怠ると古物営業法違反となりますので注意してください。 ※1

1 相手（売主）から電子署名が行われた住所、氏名、職業及び年齢についての電磁的記録の提供を受けること（法第15条第1項第3号）

- ① 売主→古物商 電子署名が行われた相手の住所等についての電磁的記録の提供
- ② 売主→古物商 古物の送付
- ③ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

2 相手から印鑑証明書と登録した印鑑を押印した書面の送付を受けること（規則第15条第3項第1号） ※2

- ① 売主→古物商 印鑑証明書+登録した印鑑を押印した書面の送付（古物送付時に同封）
- ② 古物商→売主 古物代金の口座振込み

3 相手に本人限定受取郵便等を送付して、その到達を確かめること（規則第15条第3項第2号） ※2、3

- ① 古物商→売主 本人限定受取郵便等の送付+到達確認
- ② 売主→古物商 古物の送付
- ③ 古物商→売主 古物代金の口座振り込み

4 相手に本人限定受取郵便等により古物の代金を送付する契約を結ぶこと（規則第15条第3項第3号） ※2

- ① 売主→古物商 古物の送付
- ② 古物商→売主 本人限定受取郵便等により古物代金を送付

5 相手から住民票の写し等の送付を受け、そこに記載された住所宛に簡易書留等を転送しない取り扱いで送付して、その到達を確かめること（規則第15条第3項第4号） ※2、3、4

- ① 売主→古物商 住民票の写し等の送付（古物送付時に同封）
- ② 古物商→売主 簡易書留等を転送不要として送付+到達確認
- ③ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

6 相手から身分証明書等に組み込まれた I Cチップの情報の送信を受け、そこに記載された住所宛に簡易書留等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめること（規則第 15 条第 3 項第 4 号） ※ 2、3、5、6

- ① 売主→古物商 身分証明書等の I Cチップ情報の送信
- ② 古物商→売主 簡易書留等を転送不要として送付+到達確認
- ③ 売主→古物商 古物の送付
- ④ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

7 相手から身分証明書等の画像情報の送信を受け、そこに記載された住所宛に簡易書留等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめること（規則第 15 条第 3 項第 4 号） ※ 2、3、5、7

- ① 売主→古物商 身分証明書等の画像送信
- ② 古物商→売主 簡易書留等を転送不要として送付+到達確認
- ③ 売主→古物商 古物の送付
- ④ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

8 相手から身分証明書等若しくは住民票の写し等のうち異なる 2 種類の書類の写しの送付を受けるか、又は身分証明書等若しくは住民票の写し等 1 種類のコピーと補完書類 1 種類の送付を受け、そこに記載された住所宛に簡易書留等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめること（規則第 15 条第 3 項第 5 号） ※ 2、3、4、5、8、9

- ① 売主→古物商 異なる身分証明書等若しくは住民票の写し等のコピー 2 点又は身分証明書等若しくは住民票の写し等のコピー+公共料金領収書等の写し
- ② 古物商→売主 簡易書留等を転送不要として送付+到達確認
- ③ 売主→古物商 古物の送付
- ④ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

9 相手から住民票の写し等の送付を受けて、そこに記載された本人の名義の預貯金口座に古物の代金を入金する契約を結ぶこと（規則第 15 条第 3 項第 6 号） ※ 2、4

- ① 売主→古物商 住民票の写し等の送付（古物送付時に同封）
- ② 古物商→売主 本人名義の口座に入金

10 相手から身分証明書等のコピー等の送付を受け、そこに記載された住所宛に簡易書留等を転送しない取扱いで送付して、その到達を確かめ、併せてそのコピー等に記載された本人名義の預貯金口座等に代金を入金する契約を結ぶこと

(規則第 15 条第 3 項第 7 号) ※2、3、5、10

- ① 売主→古物商 身分証明書等のコピーの送付 (古物送付時に同封)
- ② 古物商→売主 簡易書留等を転送不要として送付+到達確認
- ③ 売主→古物商 古物の送付
- ④ 古物商→売主 本人名義の口座に入金

11 相手から、古物商が提供するソフトウェアを使用して、相手の容貌及び写真付き身分証明書等の画像情報の送信を受けること (規則第 15 条第 3 項第 8 号) ※2、5、11

- ① 売主→古物商 容貌の画像+写真付き身分証明書の画像送信 (リアルタイムのビデオ通話による確認を含む)
- ② 売主→古物商 古物の送付
- ③ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

12 相手から、古物商が提供するソフトウェアを使用して、相手の容貌の画像を送信させると共に、相手の写真付き身分証明書等 IC チップが組み込まれたもので、その組み込まれた IC チップ情報の送信を受けること (規則第 15 条第 3 項第 9 号) ※2、5、6

- ① 売主→古物商 容貌の画像+写真付き身分証明書の IC チップ情報の送信
- ② 売主→古物商 古物の送付
- ③ 古物商→売主 古物代金の口座振込み

13 相手から地方公共団体情報システム機構が発行した電子証明書と電子署名が行われた相手の住所、氏名、職業並びに年齢についての電磁的記録の提供を受けること (規則第 15 条第 3 項第 11 号) ※12

- ① 売主→古物商 電子証明書+電子署名が行われた相手の住所等についての電磁的記録の提供
- ② 売主→古物商 古物の送付

14 相手から公的個人認定法で電子署名の認証業務を行うこととして認定を受けた署名検証者が発行した電子証明書と電子署名が行われた相手の住所、氏名、職業並びに年齢についての電磁的記録の提供を受けること (規則第 15 条第 3 項第 12 号)

- ① 売主→古物商 電子証明書＋電子署名が行われた相手の住所等についての電磁的方法による記録の提供
- ② 売主→古物商 古物の送付

15 IDとパスワードの送信を受けること等により、相手の真偽を確認するための措置を既に取りしていることを確かめること（規則第15条第3項第13号）

- ① 売主→古物商 最初の取引で身分確認を受けた古物商から付与された識別符号（ID、パスワード等）の送信
- ② 売主→古物商 古物の送付

- ※1 法人相手の取引の場合でも、法人の取引担当者の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければなりません。
- ※2 相手方（売主）から住所、氏名、職業及び年齢の申出を受ける必要がある。
- ※3 「到達確認」の方法とは
 - (1) 売主に送付した本人限定受取郵便物等を古物と一緒に返送を受ける方法
 - (2) 売主に本人限定受取郵便等により受付票等を送付し、当該受付票等を古物と一緒に返送を受ける方法
 - (3) 売主に本人限定受取郵便物等に受付番号等を記載して送付し、当該受付番号等を売主から電話、電子メール等により連絡を受ける方法
 - (4) 売主に本人限定受取郵便等で往復葉書を送付し、売主からその返信部の送付を受ける方法
 - (5) 売主に本人限定受取郵便等で梱包材を送付し、その梱包材で梱包して古物の送付を受ける方法
- ※4 「住民票の写し等」・・・住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し又は印鑑登録証明書のこと。
- ※5 「身分証明書等」・・・運転免許証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードなど住所、氏名、年齢等を証明する資料で1点限り発行されたもの。
- ※6 「ICチップが組み込まれた身分証明書等」・・・運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど
- ※7 帳簿等と共に身分証明書等画像情報を保存する場合に限る。
- ※8 帳簿等と共に身分証明書等又は補完書類の写しを保存する場合に限る。
- ※9 「補完書類」（領収日付の押印又は発行日付の記載があり、6月以内のものに限る）
 - ・ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書
 - ・ 公共料金の領収証書
 - ・ 官公庁から発行された書類等で住所、氏名の記載のあるもの
- ※10 帳簿等と共に身分証明書等の写しを保存する場合に限る。
- ※11 帳簿等と共に写真付き身分証明書等の画像情報を保存する場合に限る。
- ※12 古物商が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。